

令和3年度労働報酬下限額について、目黒区公契約条例第7条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年3月31日

目黒区長 青木英二

1 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る
令和3年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,780
2	普通作業員	2,430
3	軽作業員	1,755
4	造園工	2,430
5	法面工	3,050
6	とび工	3,140
7	石工	3,072
8	ブロック工	2,847
9	電工	2,892
10	鉄筋工	3,105
11	鉄骨工	2,892
12	塗装工	3,285
13	溶接工	3,522
14	運転手（特殊）	2,768
15	運転手（一般）	2,285
16	潜かん工	3,420
17	潜かん世話役	4,028
18	さく岩工	3,477
19	トンネル特殊工	3,308
20	トンネル作業員	2,790
21	トンネル世話役	3,780
22	橋りょう特殊工	3,420
23	橋りょう塗装工	3,510
24	橋りょう世話役	4,005
25	土木一般世話役	2,870

No.	職 種	労働報酬下限額
26	高級船員	3,432
27	普通船員	2,712
28	潜水土	4,658
29	潜水連絡員	3,285
30	潜水送気員	3,207
31	山林砂防工	3,027
32	軌道工	5,255
33	型わく工	2,960
34	大工	2,880
35	左官	3,117
36	配管工	2,645
37	はつり工	2,825
38	防水工	3,365
39	板金工	3,218
40	タイル工	2,551
41	サッシ工	2,892
42	屋根ふき工	2,880
43	内装工	3,150
44	ガラス工	2,892
45	建具工	2,713
46	ダクト工	2,577
47	保温工	2,555
48	建築ブロック工	2,631
49	設備機械工	2,588
50	交通誘導警備員A	1,755
51	交通誘導警備員B	1,565

【備考】上記の職種に当たらない次の労働者については、1,365円とする。

- (1) 見習い・手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る令和3年度労働報酬下限額については、1,080円とする。